

国民健康保険料の減額措置について

国民健康保険料は、アルバイト等の前年中の所得(学習奨励費等の奨学金は所得に含まれません。)に基づいて計算されます。

前年の所得が一定基準以下の場合、保険料が減額されますが、減額の対象になるには、所得の有無に関わらず所得が市区町村に正しく申告されていないとなりません。

外国人留学生の中には、国民健康保険料の減額措置について十分に知らないため、所得を申告せずに減額措置を受けられない等の不利益を被っている方がいます。



各教育機関におかれましては、国民健康保険料の減額措置について、パンフレットによる周知、オリエンテーションによる周知、メールによる周知、市区町村窓口への引率による届出等により、外国人留学生への周知を図るようお願いいたします。

次ページ以降に、各大学等における周知の取組事例を掲載していますが、**減額措置については、市区町村ごとに異なりますので、詳細については、必ず各市区町村担当窓口にご照会ください。**

外国人留学生の皆さんが不利益を被らないように、周知のご協力よろしくをお願いいたします。



【参考：各大学等における周知の取組事例】

※本取組事例については、総務省関東管区行政評価局からの情報提供に基づき、内容の一部を修正し掲載。

1. パンフレットによる周知

<A大学>

■収入の申告

国保税は、前年中の日本における収入を基に算出します。

○アルバイトをした場合

前年中に日本でアルバイトをして収入があった場合は、収入の申告が必要です。勤務先で申告をする場合もありますので、詳しくは勤務先または市役所国民健康保険課にお問合せください。

○収入がなかった場合

前年中に日本での収入が無かった場合でも、申告が必要です。申告方法は●●国民健康保険課にお問合せください。

<B大学>

保険料納付方法・金額：区役所等から送られてくる納付書を使い、毎月又は一括払いにて銀行、区役所などで納付してください。

前年度、日本での収入がない留学生の場合、減免に必要な手続きをすれば、1年間で約12,000円です。

2. オリエンテーションによる周知

<C大学>

- i) 収入がない、又は年間100万円程度を超えないアルバイト収入の場合は、確定申告の時期に、居住地の市区町村役場の税務担当課で住民税の申告をすること
- ii) 一方で、年間100万円程度を超えるアルバイト収入や所得扱いとなる助成金などを受給した場合は、国保税・料が高くなる可能性があること
- iii) 地方自治体によっては、市区町村役場から住民税の申告用紙が届くことがあるが、この手続きを怠ると、来年「所得不明」として、今年よりも高い国保税・料の納付通知書が届く可能性があること
- iv) 例年より高い国保税・料の納付通知書が届いた場合、市区町村役場に住民税の申告を行い、国保税・料の再計算と納付通知書の再発行をしてもらう必要があること
- v) 不明点があった時には、納付通知書などの書類を封筒ごと持参して市区町村役場又は大学の留学生支援室に相談に来ること

3. 市区町村役場の窓口への引率による届出

< D大学 >

国費留学生及び交換留学生が、大学職員があらかじめ留学生の住所等の情報を記入した簡易申告書等に、在留カードナンバー等の必要事項を追記した上で、チューターが付き添い、当該申告書等を市役所に提出

< E大学 >

●●区に在住する学生寮入寮者及び交換留学生等の非正規生の新入生に対しては、国保の加入手続に大学職員が留学生を引率し、事前に必要事項を記載させた簡易申告書を同区に提出

4. メールによる周知

< F大学 >

国保税・料の納付通知書が送付される毎年6月前後に、留学生向けに配信しているメールニュース（留学生が任意に登録）により、前年と比較して国保税・料が高くなった場合には、市区町村役場又は大学の留学生支援室に相談に来るように周知

< G大学 >

毎年1月下旬に全留学生宛てに配信しているメールにより、軽減措置の制度概要を説明

5. 市区町村と大学等との連携状況

市区町村名	連携状況
A	特定の1大学に対し、市役所での事務手続の説明が記載されているしおり（所得の申告の必要性についての説明あり）を留学生に配布するよう依頼
B	大学等の教育機関からの依頼を受け、留学生を対象とした説明会を開催し、所得の申告の必要性を説明
C	7月にCの国際交流事業等の担当課において、Cに所在する大学の職員向けに説明会を開催し、各課の行政情報を周知。国保加入手続や所得の申告の必要性について留学生に周知を依頼
D	一部の大学や日本語学校等に対して、国保に加入を希望している留学生に事前に簡易申告書を渡し、必要事項を記入してから区へ来庁するよう案内